

基本項目等検討小委員会協議報告について

風連町・名寄市合併協議会基本項目等検討小委員会において協議した内容について、下記のとおり報告する。

記

基本的協議項目 A - 3	新市の名称(平成16年5月12日協議開始)
協議結果	継続協議

名寄市と希望する理由を具体的に挙げ、協議を行った。

しかし、早期に決定することに慎重な意見があり、なお時間をかけて協議することとする。

基本的協議項目 A - 4	事務所の位置(平成16年5月12日協議開始)
協議結果	継続協議

地方自治法第4条により事務所の位置を定める必要がある。

地方自治法第4条第2項では、住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係を考慮し、位置を定めることを求めている。

新市においても常に組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとし、両市町の庁舎を有効活用することを基本とする。また、それぞれの庁舎には地域特性を考慮して市役所機能を分担して配置する。住民窓口のサービスは低下させない。等々、一定程度議論を重ねたが、地域自治組織の制度設計と密接に関連するため、なお継続して協議する。

合併特例法等に定める協議項目 B - 2	議会議員の定数及び任期の取り扱い (平成16年6月1日協議開始)
協議結果	<p>合併後1回目の選挙に限り、選挙区制度を取り入れる。 議員の定数は26名とし、選挙区ごとの人数は一票格差を概ね2倍を基準に名寄市18名、風連町8名とする。 現議員の任期は、在任特例を使用して平成19年4月30日までとし、在任特例期間中の報酬は、各々両市町議員の報酬額とする。</p>

ゆるやかな合併を進めることを基本に法定協議会を設置した経過があり、合併後の1年間は、議会活動がスムーズに展開し施策が遅滞なく行えるようにするため、議員の在任特例を活用することとした。

在任特例期間中の議員報酬は、経費節減の効果を求め両市町の現行議員報酬とした。

合併後早期に一体感を醸成するため、選挙区による議員選挙は19年4月に行われる選挙のみとし、以降の選挙は新市全1区とする。

合併により両市町現議員数が減少することとなり、住民の意見を出来るだけ新市に反映するため定数を26名とした。選挙区ごとの定数は公職選挙法の定めにより人口比例配分とし、現定数との格差を緩和するため議員一人当たりの有権者数の格差(1票の格差)をおおむね2倍として算出した結果、風連選挙区8名、名寄選挙区18名とした。

(風連562.1人、名寄1224.9人 2.18倍)

将来の定数については、削減の方向で新市に於いて検討すべきである。

合併特例法等に定める協議項目 B - 3		農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い (平成16年6月1日提案)
協議結果	継続協議	

農業委員会については、それぞれ行っている制度内容に微妙な違いがある。両農業委員会と継続して協議を重ねる。また事務事業の一元化作業の進捗に合わせて業務内容の統一を図る。継続して協議を行う。

合併特例法等に定める協議項目 B - 4		一般職の身分の取り扱い (平成16年7月29日提案)
協議結果	未協議	

合併特例法第9条第1項により、引き続き身分を保有するよう措置しなければならないとされている。取り扱いについて速やかに協議する。

合併特例法等に定める協議項目 B - 6		地方税の取り扱い (平成16年7月29日提案)
協議結果	未協議	

税目により税率の違い、納期、また都市計画税の扱いに違いがある。地方税の取り扱いについては、公平負担の原則を踏まえながらも、5年以内の不均一課税も認められており、どの時期に統一するかも含め慎重に協議する。

その他必要な協議項目 C - 1		特別職の身分の取り扱い (平成16年7月15日提案)
協議結果	未協議	

新設合併では、首長、助役、収入役といった特別職は合併の前日で全員失職する。新市で改めて選挙、選任されることになるが、報酬など身分に関する事項は、協議会で協議することとされている。

その他必要な協議項目 C - 5	慣行の取り扱い (平成16年7月29日提案)
協議結果	未協議

住民生活に密着し、特に愛着も深い慣行の取扱いは、地域の特性や個性に配慮し、継続を前提にしながら新市での取り扱いを協議することとされている。

その他必要な協議項目 C - 6	国民健康保険事業の取り扱い (平成16年7月29日提案)
協議結果	未協議

税率と賦課方式に違いがあり、また給付内容と各種検診などの事業内容、基金の状況なども異なる。これらをどのように統一していくか協議する。

その他必要な協議項目 C - 7	介護保険事業の取り扱い (平成16年7月29日提案)
協議結果	未協議

給付内容や料金に違いがある。新市において改めて計画を策定し、それに伴った料金の設定をすることになる。これらの取り扱いについて協議することとされている。